

☆生育了孩子的人士或新搬迁来的人士等，请办理画○的手续。(如果耽误办理手续，有时会出现有的月份无法领取补助的情况，请联系儿童未来课。)☆

在市民课办理的手续	在儿童未来课办理的手续					在保育课办理的手续
	儿童补助 ※1 【对象人士】 养育初中3年级以下儿童的人士	小儿医疗费补助事业 【对象人士】 养育初中3年级以下儿童的人士  ※自2023年7月起，事业名称变更为“儿童医疗费补助事业”，对象扩大至养育满18岁之日至第一个3月31日前儿童的人士。	特别儿童抚养补助 【对象人士】 监护处于政令规定程度以上残障状态的未满20岁儿童的父亲、母亲或养育者	儿童抚养补助 【对象人士】 如为单亲家庭等，满18岁之日至第一个3月31日间的残疾儿童，则为对未满20岁儿童进行监护的父或母或养育者	单亲家庭等医疗费补助事业 【对象人士】 如为单亲家庭等，满18岁之日至第一个3月31日间的残疾儿童，则为未满20岁儿童，以及对该儿童进行监护的父或母或养育者	保育设施・幼儿园※2 【对象人士】 ・正在申请的人士 (仅限保育设施) ・在籍人士(包括预定在籍的人士)
出生(长子长女)	○	○	○	○	○	—
出生(次子次女开始)	○	○	○	○	○	○
市内迁居	—	○	○	○	○	○
迁出	○	○	○	○	○	○
迁入	○	○	○	○	○	○
结婚	○	○	○	○	○	○
离婚	○	○	○	○	○	○

※1 请在出生日或预定从前住址地迁出之日的次日起15日以内进行申请。

父母均有收入，所得较高一方为公务员时，请在工作单位进行申请。

※2 关于放学后儿童俱乐部(学童保育)，请先保育课(0467-70-5682(绫濑市外语口译呼叫中心))进行咨询。

关于各制度的详情及申请方法，请通过绫濑育儿支援网站进行确认。

(咨询窗口)绫濑市役所 儿童未来课・保育课  
电话 0467-70-5682 (绫濑市外语口译呼叫中心)

重要

# こども未来課・保育課からのお知らせ

【令和5年4月1日】

☆お子様が生まれた方や転入等された方は、○が付いている手続きを行ってください（手続きが遅れると、手当を受け取ることができない月が生じる場合がありますので、こども未来課まで御連絡ください。）☆

	こども未来課での手続き					保育課での手続き
市民課での 手続き	<b>児童手当</b> ※1 【対象者】 中学3年生以下の児童を養育している方	<b>小児医療費助成事業</b> 【対象者】 中学3年生以下の児童を養育している方 ※R5.7から事業名をこども医療費助成事業に変更し、対象を18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にあるこどもを養育している方に拡大します。	<b>特別児童扶養手当</b> 【対象者】 政令で定める程度以上の障がい の状態にある20歳未満の児童を監護している父又は母もしくは養育者	<b>児童扶養手当</b> 【対象者】 ひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある(障がい児の場合には20歳未満)児童を監護している父又は母もしくは養育者	<b>ひとり親家庭等医療費助成事業</b> 【対象者】 ひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある(障がい児の場合には20歳未満)の児童及びその児童を監護している父又は母もしくは養育者	<b>保育施設・幼稚園</b> ※2 【対象者】 ・申し込み中の方 (保育施設のみ) ・在籍中の方(在籍予定の方を含む)
出生(第1子)	○	○	○	○	○	—
出生(第2子)以降	○	○	○	○	○	○
市内転居	—	○	○	○	○	○
転出	○	○	○	○	○	○
転入	○	○	○	○	○	○
婚姻	○	○	○	○	○	○
離婚	○	○	○	○	○	○

※1 出生日又は前住所地での転出予定日の翌日から15日以内に申請してください。

父母ともに収入があり、所得の高い方が公務員の場合は、勤務先で申請してください。

※2 放課後児童クラブ(学童保育)につきましては、保育課(0467-70-5682(綾瀬市外国語通訳コールセンター))にお問い合わせください。

各制度の詳細や申請方法につきましては、あやせのこそだてしえんやホームページを御確認ください。

(問合せ先) 綾瀬市役所 こども未来課・保育課

電話 0467-70-5682(綾瀬市外国語通訳コールセンター)